



## 令和6年度4月期 工事契約制度の見直し等

- 1 週休2日モデル工事の本格実施
- 2 公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種
- 3 電子納品の実施
- 4 遠隔臨場の試行
- 5 情報共有システム試行対象の拡大



# 1 週休2日モデル工事の本格実施

働き方改革関連整備法（平成30年法律第71号）の建設業への猶予期間終了に伴い、これまで試行実施してきた「週休2日モデル工事」を令和6年度から本格実施します。

※ **週休2日工事（4週8休）**：受注者が、一日を通して現場や現場事務所の閉所を、4週間につき8日以上実施する工事で、その実態を踏まえて労務費等の経費を増額補正するもの

○令和5年度の試行と同様、**原則、全ての工事を発注者指定型とします。**

ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日の適用が適切でない工事は、対象外とします。

対象外工事の例

- ・ 施工範囲が点在する維持補修工事
- ・ 作業工程に制約（出水期等）がある工事
- ・ 社会的要請、関連工事、地元・関係機関との調整等により工期が固定されている工事

○令和5年度からの主な変更点

4週8休をカウントする対象期間を「現場着手日からしゅん工日まで」から「現場着手日から**現場作業完了日まで**」とします。

○補正率について

週休2日達成時の経費補正率については、**令和6年度においても現在の基準を引き続き適用しますが、今後、国や県の改正を参考に、変更する予定です。**変更の際は改めて、HPでお知らせします。



## 2 令和6年度公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種

本市では、受注機会の均等を図る観点から、公募型指名競争入札における「同日公表・同日開札」の案件について、『重複落札禁止（重複応募は可）』の受注制限を課す制度を導入しております。

### 令和6年度における適用業種

**土木一式工事、舗装工事、造園工事**

（参考）運用基準：直近1年間における1件当たりの平均指名業者数が10者を超える業種

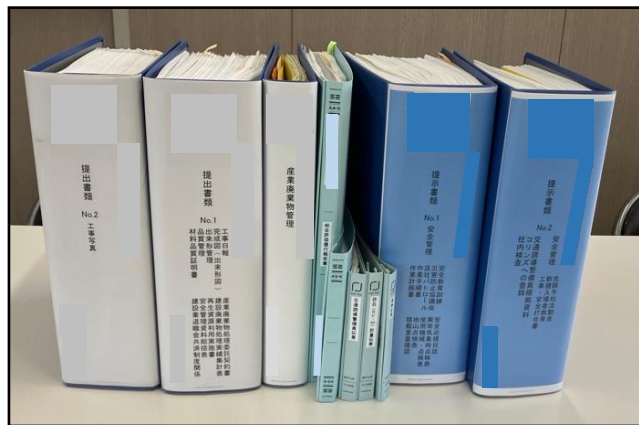
なお、適用業種であっても、発注時点における応札見込（可能）業者の手持ち工事件数等を踏まえ、適切な競争性が確保できないと認められる場合は、「重複落札禁止」の受注制限は行わないものとします。

### 3 電子納品の実施

#### ◆電子納品とは

土木工事において、工事の各業務段階の最終成果を電子データで納品すること  
 ※高松市電子納品運用ガイドライン【土木工事編】を策定

【従来の紙納品】



【電子納品】



項目	対象等
対 象	当初設計金額130万円以上の土木工事
適 用 の 範 囲	情報共有システムで共有した「帳票」、 「写真」等
費 用 負 担	受注者（設計変更の対象としない）
発 注 方 式	受注者希望型

【期待される効果】

発注者

- ① 最終成果作成業務の効率化
- ② 成果物保管スペースの削減

受注者

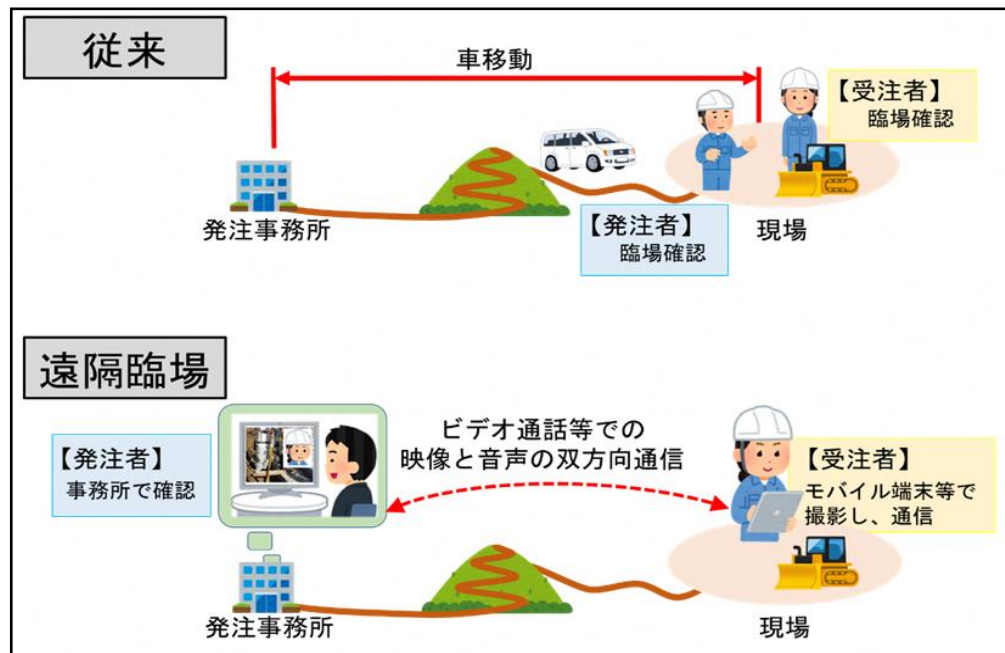
- ① 最終成果作成業務の効率化
- ② ペーパーレス化
- ③ 移動時間の削減

## 4 遠隔臨場の試行

### ◆遠隔臨場とは

土木工事において、動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声をWeb会議アプリ等を利用して「段階確認」、「材料確認」、「立会」を行うもの  
 ※香川県土木部の「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を準用

<イメージ図>



国土交通省出典

項目	対象等
対 象	当初設計金額130万円以上の土木工事
適 用 の 範 囲	「段階確認」、「材料確認」、「立会」
利用のサービス	「Zoom」のWeb会議アプリ
費 用 負 担	受注者（設計変更の対象としない）
発 注 方 式	受注者希望型
そ の 他	工事成績評価において評価（加点）

#### 【期待される効果】

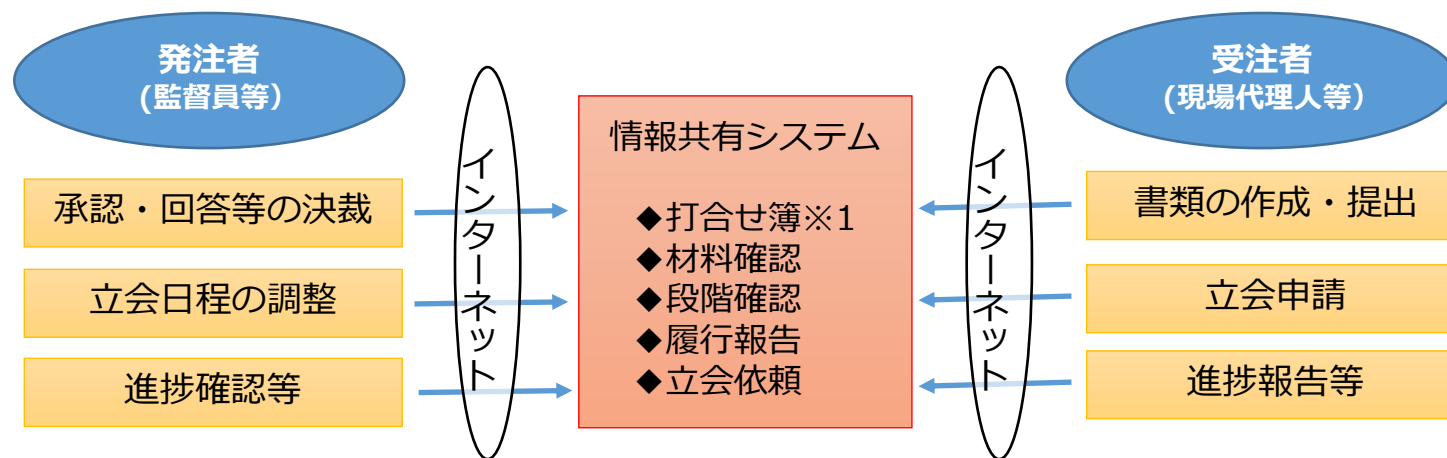
- ① 監督員が現場へ向かう移動時間の削減
- ② 受注者の待ち時間の短縮
- ③ 現場対応に必要な人数の削減

## 5 情報共有システム試行対象の拡大

### ◆情報共有システムとは

公共工事において、受発注者間で発生する打合せ簿等の工事書類やデータの共有、提出、決裁をインターネットを利用してやり取りするシステム（民間が提供しており、全国に9社ある。）

※国土交通省が情報共有システムのガイドラインを策定している



※1 土木工事以外の工事については「打合せ簿」のみが対象


#### 【期待される効果】

- ① 受発注者間のコミュニケーションの円滑化
- ② 工事書類の処理の迅速化
- ③ 監督検査業務の効率化

#### 【システムの費用】

受注者が、情報共有システム提供者と契約する。  
 （1工事につき1～1.5万円/月程度）  
 ※システム費用はすでに設計金額に含まれている。

## ◆試行対象の拡大の概要（令和6年4月～）

項目	対象等	
対 象	～令和6年3月	
	・土木工事 当初設計金額 130万円以上 ・土木工事以外の工事 当初設計金額 5,000万円以上 （建築一式工事については1億円以上）	
	・高松市が発注する建設工事 当初設計金額 130万円以上	
	なお、上記の工事において、受注者が希望する場合	
システム要件	LGWAN-ASPで対応可能なもの（従来通り）	
費用負担	受注者（設計変更の対象としない）（従来通り）	
その他	当該システムを利用した場合、工事成績評価において創意工夫の項目で評価（加点）（従来通り）	

## ◆導入スケジュール

土木

土木以外

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初設計金額5,000万円以上の工事			
当初設計金額130万円以上の工事			